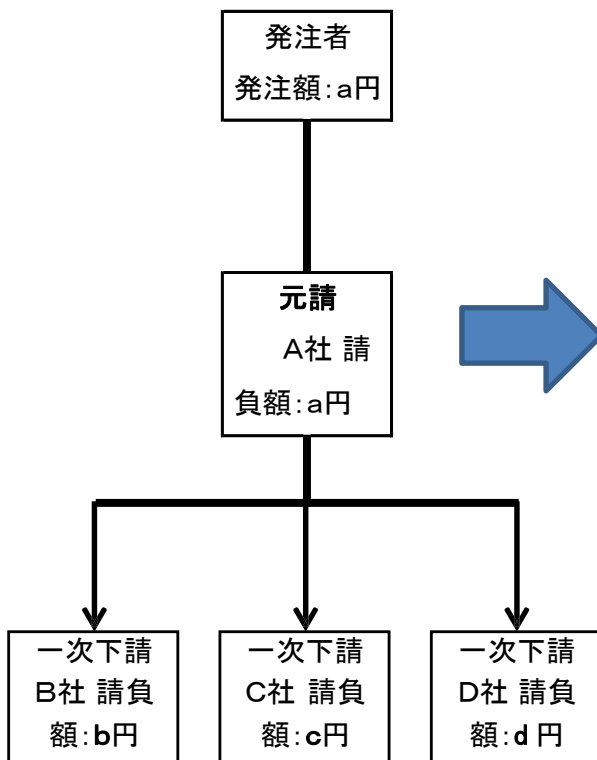


注意

一次下請発注総額が4,000万円以上となる請負工事を施工する場合、元請業者は特定建設業の許可が必要です。

(建設業法第3条、第16条、同法施行令第2条)

[イメージ図]



元請A社の場合
1次下請発注額の合計(b円+c円+d円)が

● 4,000万円以上の場合
→ 特定建設業の許可が必要

● 4,000万円未満の場合
→ 一般建設業の許可で可

となります。

◆補足事項

- ・ 特定か一般かの判断は元請の請負額ではなく、元請が一次下請に発注する総額によって決まります。したがって、元請の請負額に制限はありません。
- ・ 工事の規模の大小は関係ありません。比較的規模の大きい工事を元請として受注した場合でも、その全部を元請にて自社施工するか、一次下請発注総額が4,000万円未満であれば、一般建設業の許可でも大丈夫です。
- ・ 以上の要件は、元請業者に対してのみ求めているものです。
一次下請負以下として契約されている建設業者については、このような制限はありません。
(一次下請業者が二次下請業者に対して発注する額に制限はありません。また、その発注額による特定、一般の条件もありません。)